

## ●給与支払報告書(個人別明細書)の書き方

### 《記入例》

※3ページの《市提出時の注意事項》と併せてご確認ください。

※												※種別		※整理番号		※							
支 払 を受 け る 者	住 所	※区分 OO市OO町1000-1												(受給者番号) (個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2				①					
														(後職名) 経理課長				②					
												(氏名) 上税太郎				③							
種 別		支 払 金 額		給 与 所 得 控 除 後 の 金 額		所 得 控 除 の 額 の 合 計 額		源 泉 徴 収 税 額								④							
給料・賞与		内 千 円 6,847,500		内 千 円 5,062,750		内 千 円 4,669,846		内 千 円 0								⑤							
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別) 控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数		障害者割合 (本人を除く。)				非居住者である親族の数				⑥					
有	従有	千 円	380,000	特 定	老 人	そ の 他	特 親	人	内 人	内 人	内 人	内 人	内 人	内 人	内 人	内 人	⑦						
○					1	4		5								⑧							
特定扶養親特別控除の額		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額								⑨							
内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	⑩							
(摘要)																		⑪					
(1) 上税 五郎 (2) 上税 六郎 (3) 上税 幸子(年少)																		前職① 中税工業株 支払金額2,676,100円、 社保244,180円、源泉99,716円 前職② 下税物流株 支払金額1,000,000円、 社保150,000円、源泉50,000円		⑫			
生命保険料の内訳		新生命保険料の金額		180,000		旧生命保険料の金額		100,000		介護医療保険料の金額		90,000		新個人年金保険料の金額		360,000		旧個人年金保険料の金額		180,000		⑬	
住宅借入金等特別控除の額の内訳		住宅借入金等特別控除適用数		2		居住開始年月日(1回目)		年 月 日 27 1 10		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住		住宅借入金等年末残高(1回目)		11,500,000				⑭			
				205,000		居住開始年月日(2回目)		年 月 日 30 8 20		住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住(特)		住宅借入金等年末残高(2回目)		9,000,000				⑮			
(源泉・特別) 控除対象配偶者		(氏名) 上税 花子		区分		配偶者の合計所得		300,000		国民年金保険料等の金額		176,460		相长期損害保険料の金額		19,600				⑯			
		個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5		区分				基礎控除の額						所得金額 調整控除額				⑰					
控除対象扶養親族		(氏名) 上税 一郎		区分		1 6 歳未満の扶養親族		1		個人番号 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9		区分		5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号				⑱					
		個人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7		区分				2		個人番号 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0		区分		(1) 76543210987 (2) 65432109876				⑲					
		(氏名) 上税 二郎		区分				3		個人番号 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1		区分		5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号				⑳					
		個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7		区分				4		個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1		区分		(3) 87654321098				㉑					
4		(氏名) 上税 三郎		区分				5		(氏名) 上税 秋子		区分						㉒					
		個人番号 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7		区分				6		個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1		区分						㉓					
6		(氏名) 上税 四郎		区分				7		(氏名) 上税 冬子		区分						㉔					
		個人番号 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8		区分				8		個人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8		区分						㉕					
未成年者		死亡者		災害退職者		本人が障害者		寡婦		ひとり親		勤労学生		中途就・退職		受給者生年月日				㉖			
		外國人		乙欄		特 別		そ の 他						就職 退職 年 月 日		元号 年 月 日				㉗			
		死亡者		災害退職者		本人が障害者		寡婦		ひとり親		勤労学生		0 7 7 1		昭和 40 10 1				㉘			
支 払 者		個人番号又は法人番号		5 4 3 2 1 0 9 8 7 6 5 4 3										(右詰で記載してください。)						㉙			
		住所(居所)又は所在地		OO市OO町200-1																		㉚	
		氏名又は名称		上税商事株												(電話) 00-00-0000						㉛	

### 個人別明細書を提出する際の並べ方について

退職等により翌年度の市県民税(住民税)が普通徴収(個人納付)になる方がいる場合は、市税務課から総括表と併せて送付する(市ホームページにも掲載)「普通徴収切替理由書兼仕切書」に普通徴収になる方の個人別明細書を添付し、特別徴収の方と区別できるようにしてご提出ください。また、併せて普通徴収になる方の個人別明細書の摘要欄には、切替理由を示す符号A~Fを記入してください(普B、普Cなど)。

《市提出時の注意事項》

No.	項目	注意点
①	個人番号	給与の支払を受ける方の「個人番号」「(漢字)氏名」「フリガナ」「生年月日」は、個人を特定する上で大切な情報となります。間違いや記入漏れのないように記入してください。 ※特に配偶者・扶養親族の「個人番号」と混同しないようにご注意ください。
②	氏名	
③	生年月日	
④	乙欄	乙欄給与者の場合、○を記入してください。
⑤	中途就・退職	中途就職または退職の場合、就職または退職年月日を記入してください。
⑥	支払者個人番号又は法人番号	給与支払者の個人番号又は法人番号を記入してください。なお、個人番号を記入する場合には、左側を1マス空けてください。
⑦	(源泉)控除対象配偶者の有無等	⑦【(源泉)控除対象配偶者の有無等】…「控除対象配偶者」又は「源泉控除対象配偶者」を有している場合に、「有」欄に○を記入してください。「控除対象配偶者」が70歳以上(昭和31年1月1日以前生)の場合は、「老人」欄にも○を記入してください。 ⑧【配偶者(特別)控除の額】…「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて計算された「配偶者控除額」又は「配偶者特別控除額」を記入してください。 ⑨【(源泉・特別)控除対象配偶者】…「控除対象配偶者」又は「源泉控除対象配偶者」又は「配偶者特別控除の対象となる配偶者」の「氏名」及び「個人番号」を記入してください。 ⑩【配偶者の合計所得】…「控除対象配偶者」又は「源泉控除対象配偶者」又は「配偶者特別控除の対象となる配偶者」の「合計所得額(源泉控除対象配偶者の場合は所得の見積額)」を記入してください。
⑧	配偶者(特別)控除の額	
⑨	(源泉・特別)控除対象配偶者	●年末調整の有無や控除等の内容により記入箇所が異なります。 ・年末調整で配偶者控除を適用…⑦⑧(配偶者控除額)⑨⑩ ・"配偶者特別控除を適用…一⑧(配偶者特別控除額)⑨⑩ ・中途退職等で年末調整をしないが源泉控除対象配偶者がいる場合…⑦一⑨⑩
⑩	配偶者の合計所得	
⑪	特定親族特別控除	特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業所専従者を除きます。)で合計所得金額が58万円超123万以下の人をいいます。
⑫	16歳未満扶養親族の数	16歳未満の扶養親族の数を記入してください。 <b>市県民税(住民税)の計算に影響します。</b> ※「控除対象扶養親族の数」の内訳ではありません。重複しないよう注意してください。
⑬	控除対象扶養親族(16歳未満の)扶養親族	控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族の氏名を記入し、「個人番号」欄には、それぞれの個人番号を記入してください。また非居住者である場合には、「区分」欄に○を記入してください。 「特定」…平成15年1月2日～平成19年1月1日生 「老人」…昭和31年1月1日以前生 「16歳未満」…平成22年1月2日以後生 「その他」…上記以外
⑭	5人目以降の控除対象扶養親族(16歳未満の)扶養親族の個人番号	5人目以降の控除対象扶養親族、5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号を記入してください。個人番号の前には「摘要」欄において氏名の前に記入したカッコ書きの数字を付し、「摘要」欄に記入した氏名との対応関係が分かるようにしてください。
⑮	摘要	・翌年度の市県民税(住民税)が <b>普通徴収(個人納付)</b> になる方は、 <b>切替理由を示す符号A～Fを記入してください(書B、書Cなど)</b> 。 ・ <b>前職など他の支払者分を含めて年末調整した場合には、他の支払者分の内訳を記入してください(支払者の名称、給与の支払金額、社会保険料控除額及び源泉徴収税額)</b> 。他の支払者分が2件以上含まれている場合は、それぞれの名称、額を記入してください。 ・控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合(⑬に記載がある場合)…5人目以降の控除対象扶養親族又は5人目以降の16歳未満の扶養親族の氏名を記入してください。氏名の前にはカッコ書きの数字を付し、「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」及び「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記入する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に(年少)と記入し、国外に居住する非居住者である場合には、氏名の後に(非居住者)と記入してください。
⑯	寡婦	令和3年度から、一部改正になりました。 ・婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(前年の所得が58万円以下)を有する合計所得金額500万円以下の単身者について <b>「ひとり親控除」</b> が適用になります。該当する場合は○を記入してください。 ・上記以外の寡婦については引き続き控除が適用になりますが、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限(500万円以下)が設定されましたのでご注意ください。 ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外となります。
⑰	ひとり親	

その他、この注意事項に記載のない項目については、国税庁作成(国税庁ホームページに掲載)の『令和7年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』、『令和7年分年末調整のしかた』等を併せてご参照ください。特に住宅借入金等特別控除区分、基礎控除額(58万円以外の場合)、所得金額調整控除額(該当になる場合)等の記入内容にご注意ください。